

『車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転技能講習』開催のご案内

熊本労働局登録番号第2号-14(～2029.3.31)
建設業労働災害防止協会熊本県支部
熊本市中央区九品寺4丁目6-4 TEL(096)371-3700
ホームページ: <https://www.kensaibou-kumamoto.jp/>

労働安全衛生法の規定に基づいて、機体重量3トン以上の車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)は、登録教習機関が行う技能講習を修了した方であれば運転できないことになっています。
当支部は熊本労働局長の登録教習機関として、下記要領により、技能講習を開催いたします。

《対象機種》

ブル・ドーザー	モーター・グレーダー	トラクター・ショベル	ずり積機
スクレーパー	スクレープ・ドーザー	パワー・ショベル	ドラグ・ショベル
ドラグ・ライン	クラムシェル	バケット掘削機	トレンチャー

1. 開催予定(3日間 学科10時間 実技5時間)

令和8年度実施予定: 6月、9月、12月、令和9年3月
(日程の詳細は月毎の予定表でご確認ください)

1日目(学科)	8:30	～	15:50
2日目(学科)	8:30	～	12:40
3日目(実技)	8:50	～	15:00

2. 受講資格

- 建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格し実技試験でトラクター系若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかった者、又は2級の技術検定で第4種から第6種までの種別に合格した者
- 道路交通法の大型特殊自動車の免許を有する者
- 道路交通法の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、小型車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転特別教育又は車両系建設機械(解体用)運転特別教育又は不整地運搬車特別教育修了後、運転の業務に3ヵ月以上従事した経験を有する者
- 不整地運搬車運転技能講習を修了した者

3. 一部免除対象者

下記に該当する方	講習時間
上記2. 受講資格の①に該当する方	全受講 (受講料のみ一部免除)

4 受講料及びテキスト代(消費税込み)(会員のテキスト代は無料。※団体会員含む)

i 上記3. 受講資格の②～④に該当する方

【会 員】受講料: 37,400 円 (内10%消費税 3,400 円)

【非会員】受講料: 37,400 円 テキスト代: 1,925 円 合計: 39,325 円 (内10%消費税 3,575 円)

ii 上記3. 受講資格の①に該当する方

【会 員】受講料: 35,200 円 (内10%消費税 3,200 円)

【非会員】受講料: 35,200 円 テキスト代: 1,925 円 合計: 37,125 円 (内10%消費税 3,375 円)

※助成金制度を利用される場合は、免除対象者であってもカリキュラムの都合上、受講資格①の価格(35,200 円)でのお申し込みはできません。37,400 円の受講料をお支払いください。

5. 助成金について

受講者が建設業の社員(労働者)であって、雇用保険に加入している事業場については、経費と賃金の一部が申請により事業主に支給されます。支給申請にあたり、支給申請書を講習終了後2ヵ月以内に提出する必要があります(申請先: 管轄労働局)。